

資料提供			
月日（曜日）	担当課	電話番号	担当者
2月22日（金）	危機管理政策課	088-621-2708	勝間

危機管理会議の開催結果について

以下のとおり、危機管理会議を開催いたしましたので、お知らせいたします。

- 1 日 時：平成 25 年 2 月 22 日（金） 17:00 ～ 17:06
- 2 場 所：県庁 3 階特別会議室
- 3 出席者：政策監、政策監補、危機管理部長、各部局主管課長ほか 計 20 名
- 4 協議結果
 - (1) 協議項目
危機管理調整費の執行について
(PM2.5 測定体制の強化について)
 - (2) 協議結果
県民環境部（環境管理課）において、危機管理調整費を活用し、PM2.5 測定体制の強化を行うこととなった（別添資料参照）。

※ 「PM2.5 測定体制の強化」の内容についてのお問い合わせは
環境管理課（電話 6 2 1 - 2 2 7 5）にお願いいたします。

PM2.5 測定体制強化について

現況

1 月中旬ごろから、中国国内での大気汚染（特に PM2.5）が深刻化し、測定結果が日本国内の環境基準 20 倍を超えたとの報道がある。

「PM2.5」は、本県をはじめとする日本国内にも到達しているといわれているが、中国では「PM2.5」により肺がん患者が 10 年で 60% 増加したとの調査結果があるとともに、呼吸疾患の悪化が懸念されている。特に、喘息疾患を有する幼児では、深刻な影響に至る可能性もある。

本県ではこれまでのところ、国の環境基準（日平均値 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を超過した日はないが、九州地方を中心に西日本では大気汚染が深刻化した 1 月以降、大気中の濃度が一時的に上昇し、環境基準を超える地点も現れている。

本県でも、県下 3 地点（徳島市、阿南市那賀川町、美馬市脇町）で「PM2.5」の測定を行い、1 日平均濃度を翌日、県ホームページで公表しているが、現在、1 時間毎の濃度を常時収集・提供するシステムは導入されていない。

今後の影響

今後、本格的な黄砂の飛来が予想される 4 月には、「PM2.5」の濃度が高くなることが想定され、県民の健康への影響のリスクが高まることが危惧される。

また、環境省では、各自治体に常時監視体制の強化を求めているとともに、「PM2.5」について 2 月中を目途に注意喚起等を行う濃度の指針化等を行うことにしており、注意喚起を遅滞なく行うためには、1 時間毎の濃度の常時収集が必須である。

対策

- 1 3 月中旬までに、現在、「PM2.5」の測定を行っている 3 地点をオンライン化し、1 時間毎の濃度を常時収集・提供するシステムを導入し、リアルタイムで情報提供を開始する。
- 2 3 月末までに、県域をより広範にカバーするために、県西部の三好市、県南部の美波町に「PM2.5 測定装置」を設置し、新たな観測地点を追加するとともに、上記 3 地点同様にオンライン化しリアルタイムで情報提供を開始する。

上記対策の実施にあたり、大気汚染の危機から県民の安全・安心を確保するため危機管理調整費の活用をお願いしたい。